

Title	保険会計における負債の評価
Sub Title	Valuation of insurance liabilities in accounting
Author	川崎, 芙有(Kawasaki, Fuyu)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2013
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.56, No.5 (2013. 12) ,p.75- 99
JaLC DOI	
Abstract	<p>本稿では、保険会計において、重要な論点と考えられる負債の評価について検討を行う。まず、保険負債の収入額評価と支出額評価について、それぞれが意味するところを論ずる。つぎに、この収入額・支出額評価という軸に、現在までの取引額・将来の取引額という軸を交差させることで、保険負債を、現在の元手、将来の支払義務、将来の元手、そして現在の支払義務の4つに類型化し、各類型に属する評価について考察する。また、見積りの変更が生じ、それを評価に反映させる場合になされる会計処理についても検討する。そして、本稿の最後では、各評価に基づくと、どのようなB/SとP/Lがそれぞれ作成されるのかということ、主に事前計算と事後計算という観点から、整理する。</p> <p>本稿には、3つの意義があると思われる。第1に、保険負債の性質を2つの軸を用いることによって4つに類型化し、各類型にはどのような評価が該当するのかということについて詳細に検討した点である。第2に、各類型に属する評価に係る会計処理について、会計構造等の観点から検討を加え、最終的には、各評価において作成されるB/SとP/Lの特徴を、事前計算と事後計算という観点から示した点である。そして、第3に、伝統的な保険数学における収支相等の原則を会計の視点から捉えた、収支相等の原則によって、現在の元手の評価に関する会計処理を検討した点である。</p> <p>In this paper, I analyze the insurance liabilities in terms of whether they are valued by cash in flow basis or cash out flow basis as well as whether they are valued by the amount of the transactions that have occurred or will occur.</p> <p>This analysis leads us to categorize the valuation of the insurance liabilities into four types.</p> <p>Then, I move on to discuss the accounting in each type from two perspectives: one is whether the accounting structure is balance sheet equation or capital equation, and the other is whether the accounting is ex-ante or ex-post.</p>
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20131200-0075">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20131200-0075</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

保険会計における負債の評価

## Valuation of Insurance Liabilities in Accounting

川崎 芙有(Fuyu Kawasaki)

本稿では、保険会計において、重要な論点と考えられる負債の評価について検討を行う。まず、保険負債の収入額評価と支出額評価について、それぞれが意味するところを論ずる。つぎに、この収入額・支出額評価という軸に、現在までの取引額・将来の取引額という軸を交差させることで、保険負債を、現在の元手、将来の支払義務、将来の元手、そして現在の支払義務の四つに類型化し、各類型に属する評価について考察する。また、見積りの変更が生じ、それを評価に反映させる場合になされる会計処理についても検討する。そして、本稿の最後では、各評価に基づく、どのような B/S と P/L がそれぞれ作成されるのかということ、を、主に事前計算と事後計算という観点から、整理する。

本稿には、三つの意義があると思われる。第一に、保険負債の性質を二つの軸を用いることによって四つに類型化し、各類型にはどのような評価が該当するのかということについて詳細に検討した点である。第二に、各類型に属する評価に係る会計処理について、会計構造等の観点から検討を加え、最終的には、各評価において作成される B/S と P/L の特徴を、事前計算と事後計算という観点から示した点である。そして、第三に、伝統的な保険数学における収支相当の原則を会計の視点から捉えた、収支相当の原則によって、現在の元手の評価に関する会計処理を検討した点である。

In this paper, I analyze the insurance liabilities in terms of whether they are valued by cash in flow basis or cash out flow basis as well as whether they are valued by the amount of the transactions that have occurred or will occur. This analysis leads us to categorize the valuation of the insurance liabilities into four types. Then, I move on to discuss the accounting in each type from two perspectives: one is whether the accounting structure is balance sheet equation or capital equation, and the other is whether the accounting is *ex-ante* or *ex-post*.

## 研究ノート

## 保険会計における負債の評価

川崎 芙有

### <要 約>

本稿では、保険会計において、重要な論点と考えられる負債の評価について検討を行う。まず、保険負債の収入額評価と支出額評価について、それぞれが意味するところを論ずる。つぎに、この収入額・支出額評価という軸に、現在までの取引額・将来の取引額という軸を交差させることで、保険負債を、現在の元手、将来の支払義務、将来の元手、そして現在の支払義務の4つに類型化し、各類型に属する評価について考察する。また、見積りの変更が生じ、それを評価に反映させる場合になされる会計処理についても検討する。そして、本稿の最後では、各評価に基づく、どのようなB/SとP/Lがそれぞれ作成されるのかということ、主に事前計算と事後計算という観点から、整理する。

本稿には、3つの意義があると思われる。第1に、保険負債の性質を2つの軸を用いることによって4つに類型化し、各類型にはどのような評価が該当するのかということについて詳細に検討した点である。第2に、各類型に属する評価に係る会計処理について、会計構造等の観点から検討を加え、最終的には、各評価において作成されるB/SとP/Lの特徴を、事前計算と事後計算という観点から示した点である。そして、第3に、伝統的な保険数学における収支相等の原則を会計の視点から捉えた、収収相等の原則によって、現在の元手の評価に関する会計処理を検討した点である。

### <キーワード>

現在の元手、将来の支払義務、将来の元手、現在の支払義務、保険負債、保険資産、期待利益、正常利益 (RP)、超過利益 (SP)、会計構造、事前計算、事後計算、収収相等の原則

### 1. はじめに

本稿では、昨今議論が活発に行われている保険会計において、とりわけ重要な論点と考えられる保険負債の評価について検討を行う。

伝統的な会計学では、貸借対照表の貸方にある負債は2つの意味を有すると考えられている。1つは、企業が事業を行うための「元手」という意

味であり、いま1つは、企業が何かに対して負っている「義務」という意味である。これを資金の流入出という点から眺めると、前者は企業への資金の流入を示し、後者は企業から資金が流出することを示す。負債の会計処理を行う際にどちらの意味を重視するかによって、負債の評価の性質が変わってくる。すなわち、前者の意味を重視すると、負債は収入額によって評価されることになり、一方、後者の意味を重視すると、負債は支出額に

よって評価されることになる。

保険契約では、保険者（企業）は、保険契約者から保険料を受け取り、それを元手にして、様々な投資を行い、契約に定められた事象が発生した場合には、保険契約者に保険金を支払う。保険負債は、この文に引かれた実線に着目すれば、収入額により評価されることになるし、反対に、この文に引かれた点線に着目すれば、支出額により評価されることになる。2. では、保険負債の収入額評価と支出額評価について、それぞれの評価の意味するところを深く掘り下げたい。<sup>1)</sup> 3. では、この収入額・支出額評価という軸に、現在までの取引額・将来の取引額という軸を交差させることで、保険負債（の考え方）を4つに類型化する。

4. では、総括を兼ねて、本稿で述べた内容を、事前計算と事後計算という観点から整理する。

## 2. 保険負債の収入額評価と支出額評価

### (1) 収入額評価<sup>2)</sup>

#### ① 元手

保険者は多数の保険契約者から受領する保険料を元手にして、様々な投資を行う。そして、契約に記載された事象が生じると、保険者は当該保険契約者に、契約で取り決めた金額を保険金として

1) この軸というのは、さきに述べたように、貸借対照表の負債についての2つの見方に端を発するものであるが、一方、こういった見方とは離れて、保険負債を経済価値（＝主観のれん額）で評価するという議論がある。本稿でもこの点について少し触れるが、詳しくは別稿を期したい。また、保険負債とは別個に、のれんを評価するという議論もある（Macve and Serafeim [2006] p.10, Horton *et al.* [2011] p.501を参照）が、これについても別稿にて検討を行うことにする。

2) 保険負債の評価について包括的に検討している先行研究には、Macve and Serafeim [2006]、小川 [2008]、Horton *et al.* [2011]、羽根 [2012]などが挙げられる。（保険負債に限らず）負債の評価に関する昨今の議論では、支出額評価や、あるいは経済価値評価に目が向けられることが多いが、これらの研究では、収入額評価についても、その妥当性の検討がなされている。

支払い、この支払に伴って元手が減少する。契約に記載されている事象の例として、保険契約者の死亡が挙げられる。保険者が負担することになる保険金額は、事象の生起確率（この例では、保険契約者の死亡率）に左右されるため、予め確定しているわけではない。かりに、保険金の支払額が元手を下回る場合には、その差額が保険者の利益となる。これは、保険者が保険金の支払を負担したことに対する報酬であると考えられる。

保険料は、予定される保険金額と保険金支払を負担することに対する保険者の報酬を予定利率（契約利率）により割り引いた金額をもとに算出される。最も単純な式で表すとすれば、

$$\text{保険料} = \text{予定保険金額（の現在価値）} \\ + \text{報酬（の現在価値）}$$

となる。<sup>3)</sup> 保険料の受領額、すなわち、収入額で評価された保険負債（元手）は、時の経過とともに、この予定利率（契約利率）分だけ増価することになる。保険料に内包されている報酬は、あくまで暫定的なものであり、かりに、実際の保険金額が予定保険金額を上回ると、保険者の報酬がその分だけ減少することになり、逆の場合は、保険者の報酬がその分だけ増加する。また、実際の保険金額が、予定保険金額と報酬額を上回ると、その差額は保険者の損失になる。

#### ② 報酬の確実性・確定性

##### ・保険料の分解

元手のうち、保険金の支払に向けられないと判断された部分、これが保険者の報酬となり、保険者の利益として認められることになる。この判断を何時行うのかということは、すなわち、報酬を何時利益として認識するのかということである。

利益が認識される時点というのは、保険者の報酬としての確実性・確定性が高くなったときである。会計における利益には、業績表示利益という観点と、処分可能利益という観点がある。どちらも、保険者の報酬としての確実性・確定性が高くなったときに利益として認めることには変わりはない。

3) Macve and Serafeim [2006]、Horton *et al.* [2011]を参考にしてている。なお、本稿では、議論を単純にするため、保険者の経費は発生しないものとする。

いが、業績表示利益では、保険者の報酬としての現実性・確定性が相当程度高ければ良いとする一方、処分可能利益では、業績表示利益に比し、保険者の報酬に、より高い現実性・確定性を求めるという点が異なると考えられる<sup>4)</sup>。

保険者の報酬は、何時、現実性・確定性が高くなり、利益として認められるだろうか。

ここで、 $\text{保険料} = \text{予定保険金額} + \text{報酬 (利益)}$  という式<sup>5)</sup>において、報酬を正常利益 (risk premium; 以下, RP) と超過利益 (super profit; 以下, SP) に分解すると、

$\text{保険料} = \text{予定保険金額} + \text{RP} + \text{SP}$  と表される。RP は、保険契約が抱える不現実性に保険者が対処するために不可欠な報酬を意味する<sup>7)</sup>。保険契約が抱える不現実性としては、主に、保険者が将来負担する保険金額が変動するリスクが挙げられ、従って、RP は、換言すれば、変動する可能性がある将来の保険金の支払を負担するために必要な報酬、ということになる。一方、SP は、正常利益である RP を超えて、この保険者が報酬として上乗せできる部分を指すものとする。

4) 業績表示利益と処分可能利益の関係については、いくつかの考え方があがるが、本稿では試論として、このように捉える。

5) さきほど示したように、 $\text{保険料} = \text{予定保険金額 (の現在価値)} + \text{報酬 (の現在価値)}$  とした方がより正確であるが、ここでは、利子率よりも、「予定保険金額」や「報酬」に注目するため、記載上「の現在価値」を省略する。

なお、Macve and Serafeim [2006], Horton *et al.* [2011] では、設例において、利子率を 0% と仮定して議論を行っている。これは議論を単純にするための優れた方法であると思われる。本稿では、後述の 3. (1) ⑤と⑥において、この方法を採用して議論を進めている。

6) Macve and Serafeim [2006], Horton *et al.* [2011] に学んでいる。

7) Macve and Serafeim [2006], Horton *et al.* [2011] では、RP は、(完全市場において) 当該保険契約を引き受ける保険者であれば、誰もが必ず要求すると考えられる報酬を意味するものとして捉えられているように思われるが、本稿では、RP は、保険者のリスク回避度に応じて決まるものとする。

保険者の報酬として現実性・確定性が十分に満たされるのは、RP, SP ともに保険金額の確定時である。保険金額が確定すれば、元手のうち、保険金の支払に向けられない部分、つまり保険者の報酬について、その稼得は現実であり、また、その金額は確定する。

では、保険料の入金段階では、保険者の報酬は、どの程度現実性・確定性があるといえるだろうか。RP は、変動する可能性を有する将来の保険金支払に対処するために不可欠な報酬である。これは、つまるところ、実際の保険金額が予定保険金額よりも大きくなる事態に備えるために受け取っている金額であるといえる。保険料の入金段階では、保険金の支払額が確定していない。それは、将来において、契約記載の事象が生じたときに、初めて確定するものである。従って、保険料の入金時点では、RP が、保険金の支払のために充当されるかどうかということは不明であるといえる。そうすると、この時点では、保険者の報酬としての現実性・確定性は低いということになるだろう。一方、SP は、さきに述べたように、この保険契約を引き受けるために不可欠な対価である RP を超える報酬である。とすると、SP については、保険料を受領しなくても、当該保険契約の引受は可能ということになる。これはすなわち、保険金の支払が想定より多くなるとしても、予定保険金額さらには RP を超えて、膨らむ可能性は相当程度低いということの意味する。従って、SP については、保険金の支払に向けられない可能性が、保険料の入金時点で相当程度高いと考えられ、よって、この時点で保険者の報酬としての現実性・確定性は相当程度高いということになる。

#### ・業績表示利益・処分可能利益と 3 つの評価

故に、もし業績表示利益をより重視するのであれば、保険料の入金時点で、SP は報酬としての現実性・確定性は相当程度高いのであるから、この時点で保険者の利益として認識される。すなわち、保険料の受領額のうち SP は、保険金の支払に向けられる可能性が相当程度低いものと判断されて、保険料入金段階で早々に保険者の利益となる。従って、実質的に保険者の負債 (元手) となるのは、保険料受領額のうち、予定保険金額と RP を構成する部分であるといえる。RP というの



は、正常利益を意味しているため、そうすると、予定保険金額と RP で構成される金額というのは、正常収入額という性格を帯びているものであると捉えられる。

この立場に依拠すると、保険料の入金とともに、元手を示す保険負債は同額増加するが、それと同時に、入金額に含まれる SP は利益認識され、これに伴い、保険負債（元手）は減少する。従って、保険料入金時点で実質的に保険負債（元手）となる金額は、正常収入額という性質を有することになる。そして、保険負債（元手）に含まれる RP は、保険金の支払に向けられないことが明確になった時点、すなわち、保険金額の確定時点において、利益認識され、それに伴い、保険負債（元手）が減少する。

一方、処分可能利益を重視すると、保険者の報酬には、業績報告利益に比し、より高い確実性・確定性が要求される。従って、RP のみならず SP についても、保険者の報酬としての確実性・確定性を十分に満たす段階、つまり、保険金額の確定時に、保険金の支払に充当されないと判断され、利益認識されることになる。

この立場に依れば、保険料の入金時点では、何ら利益認識はなされず、受領された保険料の総額が、元手として機能することになる。従って、この場合の元手、すなわち保険負債は、総収入額という性質を有する。そして、保険負債（元手）に含まれる RP 及び SP は、保険金の支払に向けられないことが明確になる時点と考えられる、保険金額の確定時において利益認識され、それに伴い、保険負債（元手）が減少する。

これまでの議論を要約すれば、業績表示利益を重視すると、元手である保険負債は正常収入額という意味を有し、SP は保険料入金時に、RP は保険金確定時に利益認識される一方、処分可能利益に重きを置くと、元手である保険負債は総収入額という性格を有し、SP、RP ともに保険金確定時に利益認識されるということになる。

これらのことは、SP・RP 双方の保険料の入金時点における利益認識は、業績表示利益の観点からも、処分可能利益の観点からも認められないということを含意している。すなわち、保険料入金時点では、SP は報酬としての確実性・確定性は

相当程度高くなっていると認められるものの、一方、RP は、報酬としての確実性・確定性はまだまだ低く、期待報酬の域を出ていないと考えられ、そのようなものを利益認識することは、どちらの観点にたつとしても、認められない。かりに、SP・RP をともに保険料の入金時点で利益認識するならば、実質的に保険負債（元手）となる金額は、予定保険金額という性質を帯びる。

図表 2-1-2-1 及び図表 2-1-2-2 は、ここで述べたことについて整理したものである。

### ③ 会計構造

#### ・貸借対照表等式

ここでは、保険負債の性質について、会計構造<sup>8)</sup>の観点から検討を行う。会計構造としては、主に、貸借対照表等式と資本等式が考えられるが、保険負債を元手としてみて、収入額により評価することに整合的な会計構造というのは、貸借対照表等式であると考えられる。貸借対照表等式は「資産 = 負債 + 資本」として示され、そこでは、負債は資金の調達源泉の一種と考えられ、資金の運用形態と考えられる資産から独立している。この等式によると、負債は企業への資金の流入を表しているといえ、従って、負債を収入額で評価することに繋がる。貸借対照表等式では、負債と資本は、資金の調達源泉という意味で、同質のものである<sup>9)</sup>。また、資本は、のちに述べる資本等式とは異なり、資産と負債の差額概念ではなく、両者から独立しているといえる<sup>10)</sup>。

負債と資本では、前者は「返さなくてはならないもの」であるのに対して、後者は「返さなくてよいもの」である点で、異なると考えられる。従って、負債を保険者の元手であるというときの「元手」は、正確には、いずれは返さなくてはならない元手を意味する。反対に、資本は、返さなくてよい元手、ということになる。ここでの議論を当てはめると、受領した保険料のうち、支払

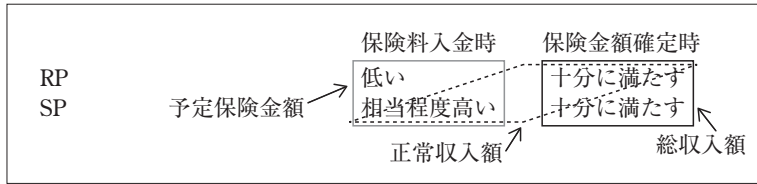
8) 負債の評価と会計構造の関係について、笠井 [2005] 480-481頁から多くの示唆を得ている。

9) この資本を狭義の資本とすれば、負債は狭義の資本とともに広義の資本（友岡 [2012] 29頁を参照）を構成すると考えられる。

10) 友岡 [2012] 238頁を参照。

11) 同上、29頁。

図表 2-1-2-1 報酬としての確実性・確定性と保険負債



図表 2-1-2-2 業績表示利益・処分可能利益と保険負債

	業績表示利益	処分可能利益
予定保険金額		
正常収入額	○	
総収入額		○

に向けられる可能性があるものが保険負債となり、一方、支払に向けられないと判断されるものが保険者の報酬となり利益認識され、資本（剰余金）となる。例えば、正常収入額による評価では、受領した保険料額のうち、予定保険金額と RP は、支払に向けられる可能性があるものとして負債に計上される一方、SP は、支払に向けられない可能性が相当程度高いものとして利益認識され、資本に（剰余金として）計上される、ということになる。

④ 売上と原価

これまでの議論は、保険負債を保険者の資金源、つまり元手として捉えるものであり、そこでは、保険料の入金により元手を意味する保険負債が増加し、そしてそれは、予定利率（契約利率）により増価し、また保険金の支払に伴って減少するものと考えられた。元手たる保険負債の増価とともに支払利息が発生するが、この利息というのは、保険契約者から受領した資金をその期間中自由に使用したことに対して、保険者が負担すべきものを意味している。これら一連の会計処理は、借入金や社債のそれに近いものと捉えることができるだろう。

そして、元手たる保険負債のうち、保険金の支払に向けられないと判断される金額が、利益として認識され、これに伴い保険負債が減少することになるが、その判断の時期は、保険料入金時ないし保険金確定時であった。このような利益の認識は、保険負債独特のものといえる。

一方、こうした見方とは異なり、保険者と保険契約者との取引を、商品や製品の前払販売（対価を先に入手し、商品の引渡は後日になる取引）と同様に捉える見方も考えられる。この見方に依れば、保険料の収入に伴って、前受収益（繰延収益）の意味を有する保険負債が計上される。現金が入ってくる以上、保険者の元手として機能することには変わりはない。ただし、前受収益（繰延収益）としての保険負債というのは、原価が認識されるまで収益を繰り延べることを目的とした経過勘定という性質を強く有するものである。こうした性質のもとでは、契約利率により保険負債が増価するという事は生じないと考えられる。

保険契約において、取引の対象となる「商品」というのは、現金である。そして、原価が認識されるのは、商品を顧客に引き渡したとき、つまり、現金という商品を保険契約者に引き渡したとき、ということになる。この時点で、前受収益は売上に振り替えられて、原価と売上の対応が図られ、売上から原価を差し引いた金額が保険者の利益となる。

このように、保険負債を前受収益としてみる考え方があるが、筆者としては、保険契約における取引を一般的な商品の取引と同様のものとして捉えることに違和感を覚える。また、保険者の利益は保険金の支払時点で認識され、保険負債を元手として捉えた場合の利益認識の時点（保険料の入金時ないし保険金の確定時）よりも遅くなり、利益認識時点としての適時性を欠いているという印

象を受ける。

## (2) 支出額評価

### ① 支払義務

・保険契約全体を予め会計処理する志向

保険者は、契約記載の事象が生じると、保険金の支払を行う。この、保険金支払という点に着目すると、保険負債は、保険者が負っている支払義務を意味するものと考えられる。支払義務は、保険者が当該保険契約の履行のために将来支払うことになる保険金の予定額を何らかの利率率でもって割り引いた金額で評価される。この金額を、将来予定保険金支払総額と呼ぶことにする。

さきに検討した収入額による保険負債の評価は、保険料受領額に基づいたものであった。例えば、保険者は、保険契約者から年ごとに一定額の保険料(=平準払保険料)を受領すると想定する。保険契約期間の開始とともに、1回目の保険料を受領すると、その時点における取引額である、1回目の保険料受領額を基礎として、元手という意味の保険負債の評価額が決定されることになる。

一方、保険負債の性質を支払義務とみると、契約開始時点では、保険負債は、保険者が契約期間に亘って負担すると予想される保険金の全額を何らかの利率率により割り引いた金額(将来予定保険金支払総額)で評価され、貸方に計上されることになる。

そして、こうした、将来の保険金の支払義務という意味を有する保険負債の貸方への計上は、将来の保険料の受取権利を意味する保険資産の借方への計上を導くものと考えられる。契約開始時点では、保険資産は、保険者が契約期間に亘って受け取ると予想される保険料の全額を何らかの利率率により割り引いた金額(将来予定保険料受領総額)で評価される。契約期間の開始とともに、1回目の保険料を受領すると、これに伴って同額だけ保険資産が減少すると考えられる。減少後の保険資産の評価額は、2回目以降の保険料の受領予定額を何らかの利率率により割り引いた金額(将来予定保険料受領総額)となる。

このように、保険負債を支払義務とみて評価することは、当該保険契約全体を予め会計処理することに繋がると考えられる。

・利率率

さきほどから文章中に記載されている「何らかの利率率」というものには、貨幣の時間価値を示すリスクフリー・レートを基礎にした利率率が考えられ、保険資産及び保険負債は、時の経過に従って、利子分だけ増価していくことになる。さきにみた、収入額による評価では、契約開始時点では1回目の保険料受領額が保険負債の評価を行う際の基礎となり、その評価額は、時の経過に応じて、予定利率率だけ増価していくと考えられた。保険料の受領額は、予定利率率を考慮して算出されているため、そういった金額に基づき評価された保険負債は、時の経過に従って、予定利率率分だけ割り戻され、増価していくものと考えられる。これは、例えば、借入金、社債あるいは銀行の定期預金における契約利率率と同様の意味を有する。一方、いま検討している支出額による保険負債の評価では、利率率の使用により、例えば、10年後に支払う予定である100と、明日支払う予定である100との違い、つまり支払時までの時間の違いを評価に織り込むこと<sup>13)</sup>で、保険者の財務の状態をより適切に示すことを目的としていると考えられる。従って、これらの支払額の違いを表現するために使用される利率率は、予定利率率である必要はなく、むしろ、貨幣の時間価値を示すリスクフリー・レート<sup>14)</sup>を基礎にした利率率が候補として挙げられる。この点については、保険負債と併せて

12) この会計処理は、いわゆる契約会計(commitment accounting)(Ijiri [1975] p.130)におけるそれと似通うものであると思われる。契約会計では、契約の締結段階で将来の権利・義務の会計処理を行う。いま議論しているような、保険契約期間の開始時点で会計処理を行うことを前提とするのであれば、それは、契約の締結段階で会計処理を行う契約会計とは異なるといえようが、しかしながら、契約全体を予め会計上示そうとする志向は、両者において共通のものといえるだろう。

なお、Ijiri [1975] p.133は契約会計の適用例に、保険(insurance)を挙げている(ただし、ここでは保険契約者側の会計に着目している)。

13) FASB [2013] para. BC145を参照。

14) 使用する利率率については、保険者の信用リスクを考慮するののかといった議論もあるが、本稿では取り上げない。



計上されることになる保険資産の評価の際に使用される利率についても、同様である。すなわち、利率の使用により、例えば、10年後に受領予定の100と、明日受領予定の100との違い、要は、受領時までの時間の違いを評価に織り込むことによって、保険者の財務の状態をより適切に示すことを意図していると考えられる。<sup>15)</sup>

② 期待利益の処遇

契約開始時点の会計処理は、

$$\left[ \begin{array}{l} \text{保険資産} / \text{保険負債} \\ \text{利益} \end{array} \right]$$

と示される。仕訳における「利益」は、契約期間中に見込まれる保険者の報酬である。「利益」は、契約開始時点における、いわば期待利益であると考えられるから、この時点でそのまま利益（純利益）として認めるわけにはいかない。従って、期待利益の「処遇」が論点となる。

・期待利益と会計構造——資本等式——

期待利益は、負債だろうか、それとも資本だろうか。この点について、会計構造の観点から検討を行う。

負債の部には、保険者が負う支払義務という意味を有する保険負債が計上されている。負債を保険者が負っている義務とみて、支払額により評価する場合において、統合的な会計構造というのは、資本等式であると考えられる。資本等式は、[資産（積極財産）－負債（消極財産）＝資本（純資産あるいは純財産）]として示されるように、ここでは、資産が中心的な概念となり、負債はマイナスの資産として考えられる。この等式によると、負債は資産の流出（≒支出）を伴うと捉えられ、従って、負債を支出額で評価することに繋がる。

15) なお、ここでの「財務の状態」とは、より正確には、現在までの取引（現在までに支払った保険金額や現在までに受領した保険料額）だけでなく、将来において予想される取引（将来支払う予定である保険金額や、将来受領する予定である保険料額）をも考慮に入れたうえでの、保険者の財務の状態、といえよう。保険資産及び保険負債を、リスクフリー・レートを基礎にした利率などで割り引く目的というのは、そのような、保険者の財務の状態を示すところにあると考えられる。

16) 注8)と同様。

また、この等式に依拠すると、資本（純資産）は、資産と負債の差額（従属）概念として捉えられる。<sup>17)</sup>

資本等式では、資本（純資産）は、保険者の資源たる資産から、保険者の義務たる負債を控除した、いわば「残り物」として捉えられる。資本等式に依拠すれば、（保険者が負う義務とはいえない）期待利益は、保険資産から保険負債を控除した余りものとして、資本の部に計上されることになる。期待利益は、あくまで「余りもの」なのであるから、それ自体で独立しているものではなく、むしろ、保険資産や保険負債の変動に従属するものであると捉えられよう。

では、そこで認識される利益というのは、どのようなものになるだろうか。例えば、保険料を受領すると、保険資産は減少するが、それと連動して、同額だけ期待利益も減少し、期待利益から利益（純利益）に振り替えられると考えられる。仕訳で示すと、

[現金／保険資産] [期待利益／利益（純利益）]となる。これらの仕訳により認識される利益というのは、結局、保険料の受領額になり、従って、いわゆる現金主義におけるそれと同様になると考えられる。この点については、保険金の支払の仕訳においても同じである。すなわち、保険金の支払時には、

[保険負債／現金] [費用（純利益）／期待利益]という仕訳がなされる。

さらに、保険資産や保険負債は、時の経過とと

17) 例えば、IASB [2010] では、資産は企業が保有する「資源」であり、負債は企業が有する義務であり、その履行にあたっては企業の「資源」を流出させる、とし、そして、純資産は資産から負債を控除した「残余」持分である、と規定している (para.4.4)。これらの概念規定は、企業の「資源」たる資産を中心概念とし、負債を「資源」の流出を伴う義務、純資産を両者の差額としているものであり、従って、会計構造としては資本等式を前提にしていると捉えられる（西澤 [2012] を参照）。また、これはFASB [1985] においても同様である。すなわち、FASB [1985] では、資産は経済的な「便益」であり、負債は経済的「便益」の犠牲であり、そして、資本（純資産）は、負債を控除した後に残る企業の資産への、残余持分である、としている (p.6)。



### 3. 収入額・支出額の軸と現在・将来の取引額の軸

#### (1) 保険負債の評価の整理

— 2つの軸を交差させて —

##### ① 現在の元手と将来の支払義務

2. では、収入額で評価するのか、それとも支出額で評価するのかという視点から、保険負債の評価について検討を行った。

この収入額・支出額という軸に、現在・将来の取引額という軸を交差させて、2. で議論した保険負債の各評価について更に整理すると、図表3-1-1<sup>24)</sup>が示される。

収入額による評価には、保険者の元手という意味があったが、保険料の構成要素によって、予定保険金額、正常収入額、総収入額の3つが考えられた。そして、これらは、現在までの取引額をその評価の基礎としている点においても共通であるといえる。すなわち、保険負債の評価額は、保険料を受領すると増加し、保険金を支払うと減少すると考えられ、それは、現在までに生じた取引額を反映しているものであると捉えられる。従って、ここでの保険負債は、保険者の「現在」の元手を表しているといえ、図表3-1-1では左上の欄に該当する。

23) なお、仮に、保険負債を経済価値で評価するという考え方に従うとすれば、会計処理方法としては純額法しかないと思われる。保険負債を経済価値で評価するというのは、これすなわち、保険契約全体を1つの投資プロジェクトとみて、その投資プロジェクトの価値によって、保険負債を評価することを意味する。投資プロジェクトの評価は、そこから得られるネットキャッシュフロー(からRPを控除した)数値(=確実性等価)でもって行われると考えられる(確実性等価概念については、野口・藤井[2000] 18-32頁を参照)。故に、この立場に依拠すると、保険負債はネットキャッシュフロー(からRPを控除した)数値をもとに評価されることになり、その結果、会計処理方法としては純額法が適用されると考えられる。この点については、別稿を期したい。

24) この図表は、笠井[2005] 479頁の図表12-2より着想を得ている。

一方、支出額による評価には、支払義務という意味があり、その金額は、将来予定保険金支払総額という性質を有するものであった。この評価の基礎になるのは、現在までの取引額ではなく、将来の取引額であると考えられる。従って、保険負債は「将来」の支払義務を示すものといえ、図表3-1-1では右下の欄に該当する。

そうすると、図表3-1-1の左下と右上は空欄ということになるが、これらの欄に当てはまる評価は考えられるだろうか。

##### ② 将来の元手

・将来の資金調達の源泉(豊かさ)の表示

図表3-1-1の左下の欄には、収入額で、かつ将来の取引額を基礎にした評価が該当すると考えられる。左上の欄には、収入額かつ現在までの取引額を基礎にした評価が該当し、これはすなわち、現在元手として機能している金額による評価を指していた。そうすると、左下では、反対に、現在ではなく、将来において元手となる予定の金額(の現在価値)での評価が当てはまると考えられる。この評価は、将来において予定されている元手がどの程度あるのかということ、換言すれば、将来の資金の調達の源泉(豊かさ)を示すものであるといえる。

さきほど、左上の欄に当てはまるものには、予定保険金額、正常収入額、総収入額があると述べた。これらは、保険料を構成する要素のうち実質的に保険負債(元手)になるのはどの部分であるのか、ということによって、3つに分類されたものであった。この分類については、左下の欄に当てはまる評価にも適用できると思われ、すなわち、将来予定保険金額、将来正常収入額及び将来総収入額の3つがあると考えられる。また、2.(2)①において、右下の欄に当てはまる評価、すなわち、将来の支払義務たる保険負債の評価では、将来の保険料の受取権利を意味する保険資産が借方に計上されることになると述べたが、これについては、いま検討している、左下の欄に該当する評価においても同様であると思われる。つまり、保険負債に左下の欄に該当する評価を適用すること

25) 友岡教授との議論により示唆を得たものである。

図表 3-1-1 保険負債の評価

	収入額	支出額
現在までの取引額を基礎	総収入額 正常収入額 予定保険金額	
将来の取引額を基礎		将来予定保険金 支払総額

は、保険料の受取権利と同様の意味を有し、将来の保険料（現金）受領見込額の割引現在価値で評価される保険資産の借方への計上を導くものと考えられる。保険資産は、保険負債を将来の取引額に基づき評価した場合（図表3-1-1の下の欄に該当する場合）に、共通して計上されるものと考えられる。

#### ・将来総収入額評価

ではここで、将来総収入額による評価について検討する。将来総収入額というのは、将来受領すると見込まれる保険料の総額を、何らかの利率により割引いた金額である。この金額により保険負債を評価すると、例えば、契約開始時点（1期首）では、

〔保険資産／保険負債〕

という仕訳が考えられる。借方の保険資産は、保険負債と同様、将来において受領予定の保険料の総額を何らかの利率で割引いた金額により評価される。そして、契約開始とともに、1回目の保険料を受領すると、

〔現金／保険資産〕

となり、保険料受領額だけ、保険資産が現金に置き換わる。ここで重要なのは、保険料の受領により影響を受けるのは、借方の保険資産であり、貸方の保険負債ではないというところにある。つまり、保険料の受領は、その分だけ保険資産を減少させると考えられるが、これは借方側の変化を示すものであって、貸方の保険負債に影響を及ぼすものではない。保険料が入金されると、この金額に対応する保険負債は、現在の元手を意味することになろうが、いま述べたように、保険料の入金処理は借方の問題であって、貸方とは直接の関連はなく、従って、保険負債は依然として将来の元手を示していると考えられる。しかしながら、これでは、将来予定されている資金の調達の一部が、現在実施されたという事実を適切に反映した会計

処理であるとはいえない。

この問題に対処するために考えられるのが、保険負債につき、現在の元手（資金調達実施分）と将来の元手（資金調達未実施分）という2つの小項目を設けるというものである。前者を保険負債（実施済）、後者を保険負債（未実施）と呼ぶことにすると、さきの、契約開始時点では、保険負債（未実施）のみ計上されていると考えられる。そして、1回目の保険料を受領すると、

〔保険負債（未実施）／保険負債（実施済）〕

という会計処理が行われ、保険負債（未実施）の一部が、保険負債（実施済）に振り替わる。この会計処理により、保険料を一部受領しているにもかかわらず、保険負債が相変わらず将来予定される元手を示すという問題はなくなる。

26) 図表3-1-1に関連させていえば、保険負債は、契約開始時点では左下の欄に該当しているが、保険料の入金とともに、左上の欄に振り替えられていくとも捉えられる。つまりは、保険負債は徐々に、左下 ii → 左上 i へと移動する（下図を参照）。こういった移動が行われることを想定するのであれば、この移動以外にも、左下 ii → 右上 iii、右下 iv → 左上 i、右下 iv → 右上 iii というものが組合せとしては考えられる（この点については、友岡教授との議論により示唆を得た）。

	収入額	支出額
現在までの取引額を基礎	i	iii
将来の取引額を基礎	ii	iv

ただ、ii → iii 及び iv → i では、負債の部に統一性を持たせることが困難になると思われる。一方、ii → i では、ii も i も負債を（将来あるいは現在の）元手としてみる点では共通であるので、その点において、負債の部の統一性は保持されていると捉えられる。また、iv → iii では、iv も iii も負債を（将来あるいは現在の）支払義務としてみる点では共通である（後述の③を参照）ので、その点において、負債の部の統一性は保持されていると捉えられる。



かくして、負債の部には、現在の元手たる保険負債（実施済）と将来の予定される元手たる保険負債（未実施）の2種類が計上されることになるが、両者は、「元手」という意味において共通性を具えているといえる。

ところで、保険資産、保険負債（未実施）の評価を行う際に使用される「何らかの利率」の候補としては、2.（2）①での議論と同様に、貨幣の時間価値を示すリスクフリー・レートを基礎にした利率が挙げられる。

保険資産と保険負債（未実施）は、ともに、将来の保険料の受取り予定額を、リスクフリー・レートを基礎にした利率で割引いた金額により評価されているため、両者の評価額は同額となる。また、保険資産と保険負債（未実施）は、時間の経過に応じて増価していくが、両者の増価額も当然に同額となる。仕訳としては、時の経過に伴う増価額だけ、

〔保険資産／保険負債（未実施）〕

というものが考えられる。これは、時の経過により、将来の元手の予定額が増加するとともに、企業の将来における財産（ここでは現金）の予定額が増加することを示す。この仕訳から分かるように、時の経過に伴う増価は、利益（純利益）額に影響を及ぼさない。

一方、保険料の入金時に、保険負債（未実施）から振り替えられた保険負債（実施済）の、その後（振替後）の会計処理は、左上の欄（現在の元手）に該当する、総収入額による評価における会計処理と同じものになる。

従って、将来総収入額による評価において認識される利益は、左上の欄の、総収入額による評価において認識されるそれと同様、処分可能利益を示すと考えられる。

・将来正常収入額評価

つぎに、将来正常収入額による評価について考える。将来正常収入額というのは、将来受領すると見込まれる保険料に含まれる予定保険金額とRPの割引現在価値額である。この金額により保険負債（未実施）を評価すると、契約開始時点（1期首）では、

〔 保険資産 / 保険負債（未実施） 〕  
 期待利益

という仕訳が考えられる。借方の保険資産は、さきと同様に、将来において受領予定の保険料総額の割引現在価値額により評価される。

将来正常収入額による評価では、上記のように、貸方において、もう1つ、期待利益が計上されることになるが、これはどういった性質を持ち、そして、どのような会計処理が行われるだろうか。こういった点について、会計構造の観点から検討を行う。

負債の部には、保険者の元手という意味を有する保険負債が計上されている。負債を元手とみる立場を選択する場合において統合的な会計構造というのは、2.（1）③で触れたように、貸借対照表等式であると考えられる。貸借対照表等式は、〔資産＝負債＋資本〕と示される。負債はいずれ返さなくてはならない元手であり、一方、資本は返さなくてよい元手であると考えられる。保険負債を将来正常収入額により評価する場合、期待利益は、保険契約から稼働できると期待される保険者の報酬（SP）である。これは、将来、保険者の利益となる可能性が高いものであるといえ、よって、「返さなくてよい」（と見込まれる、将来の）元手、ということになり、従って、資本直入あるいはその他の包括利益への計上によって、資本の一項目として扱われるものと考えられる。期待利益は、将来予定される保険者の利益であるから、現在までに認識された利益（剰余金）とは、資本の部の中で区別される。

また、貸借対照表等式においては、既に述べたように、資本は、資産や負債に従属する項目ではなく、それ自体独立した項目であると捉えられる。従って、資本の一項目である期待利益も同様に、保険資産・負債の動きに従属するものでなく、あくまで、それ自体独立したものとして考えられる。例えば、契約開始時点においては、期待利益は、契約期間中に受領予定の保険料を構成する要素の1つであるSPの割引現在価値額により評価される。

将来正常収入額評価に関するこれまでの記述を、仕訳により確認する。契約の開始とともに、1回目の保険料が入金されると、

〔現金／保険資産〕

となり、保険料受領額だけ、保険資産が現金に置



き換わる。また、保険料の受領額のうち、SPについては、利益認識されて、その金額だけ期待利益が減少する。すなわち、

〔期待利益／利益〕

と仕訳が行われる。さらに、保険料の受領額（予定保険金額とRPの部分）だけ、保険負債（未実施）から保険負債（実施済）に振り替えるべく、

〔保険負債（未実施）／保険負債（実施済）〕

という会計処理が行われる。

保険資産、保険負債（未実施）、そして期待利益の評価額算定のために行われる割引計算において使用される利子率の候補としては、2.（2）①や、さきの将来総収入額評価における議論と同様に、貨幣の時間価値を示すリスクフリー・レートを基礎にした利子率が挙げられる。

将来正常収入額の場合、保険資産の評価額と、保険負債（未実施）と期待利益の評価額の合計額とは、同額になる。また、時の経過による増価時にも、保険資産の増価額と、保険負債（未実施）と期待利益の増価額とは、当然に同額になる。仕訳としては、時の経過に伴う増価額だけ、

〔 保険資産 / 保険負債（未実施） 〕  
期待利益

というものが考えられ、さきの将来総収入額評価の場合と同様に、時の経過に伴う増価は、利益（純利益）額に影響を及ぼさない。この仕訳は、時の経過により、将来の元手（返さなくてはならない可能性があるもの及び返さなくてよいと見込まれるもの）の予定額が増加するとともに、企業の将来における財産（ここでは現金）の予定額が増加することを示す。

一方、保険料の入金時に、保険負債（未実施）から振り替えられた保険負債（実施済）の、その後（振替後）の会計処理は、左上の欄（現在の元手）に該当する、正常収入額による評価における会計処理と同じものになる。

従って、将来正常収入額による評価で認識される利益は、左上の欄の、正常収入額による評価で認識されるそれと同様、業績表示利益を示すと考えられる。

・将来予定保険金額評価

左下の欄に当てはまると考えられる、3つめの評価である、将来予定保険金額についても検討しよ

う。将来予定保険金額というのは、将来受領すると見込まれる保険料に含まれる予定保険金額の割引現在価値である。例えば、契約開始時点（1期首）では、借方に保険資産、貸方に保険負債（未実施）と期待利益が計上される。保険資産は、さきの議論と同じく、将来において受領予定の保険料の総額の割引現在価値額で評価される。期待利益は、契約期間中に受領予定の保険料に含まれているSP及びRPの割引現在価値額で評価されて、資本の部の一項目として計上される。割引計算を行う際に用いられる利子率は、これまでの議論と同様に、リスクフリー・レートを基礎にした利子率であると考えられる。

保険料を受領すると、それとともに、保険資産が減少する。また、その受領額のうち、予定保険金額の部分について保険負債（未実施）から保険負債（実施済）へ振替がなされ、そして、RP及びSPの部分について期待利益から利益（純利益）への振替が行われる。

将来正常収入額での議論と同様、保険資産、保険負債（未実施）及び期待利益の、時の経過に伴う増価は、利益（純利益）額に影響を及ぼさないと考えられる。

一方、保険料の入金とともに、保険負債（未実施）から振り替えられた保険負債（実施済）の、その後（振替後）の会計処理は、左上の欄（現在の元手）に該当する、予定保険金額による評価における会計処理と同じものになる。

従って、将来予定保険金額による評価で認識される利益は、左上の欄の、予定保険金額による評価で認識されるそれと同様、処分可能利益の観点からも業績表示利益の観点からも認められないのではないかと考えられる。

### ③ 現在の支払義務

・再保険価格基準値と解約価格

では、つぎに、右上の空欄についての検討に移ろう。この欄には、支出額で、かつ現在までの取引額を基礎にするような評価が該当する。右下の欄には、支出額かつ将来の取引額を基礎にした評価が当てはまり、これは、将来の支払義務という意味を有するものであった。そうすると、右上の欄には、反対に、現在における支払義務という意味を有する評価が当てはまると考えられる。

現在の支払義務としてまず考えられるのが、再保険価格基準値という評価である。これは、仮に保険者が保険契約を現時点で、当該保険者と同様のリスク回避度を有する他の保険者（＝再保険者）に移転（＝再保険）することを想定する場合には、保険者が再保険者に支払う必要のある金額の基準値（支払義務額）という意味を有する。再保険価格基準値の金額は、収入額における評価で検討した、正常収入額と同様のものになると考えられる。正常収入額は、受領する保険料のうち、予定保険金額とRPで構成される金額を意味した。RPは、さきに述べたように、この保険契約を引き受けるために不可欠の報酬であるため、正常収入額は、当該保険契約を引き受けるための最低金額として捉えられる。そうすると、この金額というのは、保険者が、当該保険者のリスク回避度と同様のそれを有する他の保険者（＝再保険者）に保険契約を「移転する（引き継ぐ）」<sup>27)</sup>ことを想定する場合の、取引価格の基準値、つまり、再保険価格基準値という意味をも有していると考えられる。例えば、契約開始時点において保険料が入金されると、入金額のうち予定保険金額とRPが保険負債の計上額となるが、これは、保険契約者から保険者を經由して、再保険者に移転すると考えられる保険料受領額を示す。一方、入金額に含まれるSPについては、再保険者に移転させる義務はないから、保険料入金時点で利益認識される。

現在の支払義務としては、解約価格による評価ということも考えられる。これは、保険契約者全員が現時点において保険契約を解約する場合に、保険者が保険契約者に支払わなくてはならない金額を意味する。解約価格は、保険の種類によって異なるが、最小で0、最大で、収入額評価のみた総収入額の金額<sup>28)</sup>と同額になると考えられる。

このように、右上の欄に該当するもの、すなわち、現在の支払義務という意味を有するものとしては、再保険価格基準値と解約価格があると考えられる。これらの評価に共通しているのは、保険者が引き受けている保険契約全部を、現時点にお

いて、他の保険者に移転する、あるいは、解除することによって、当該保険者が保険事業を、いわば清算<sup>29)</sup>するような状況を仮定している点にある。こういった仮定は、保険者自らが保険契約を引き受け、また、現時点においてその契約は継続中であるという、現実の状況とは異なるものと考えられる<sup>30)</sup>。

④ 小括：保険負債の評価の4つの類型

これまでの議論についてまとめると、図表3-1-4のようになる。

⑤ 予定保険金額と将来予定保険金支払総額の違い

ここでは、図表3-1-4の左上の欄に属する評価である予定保険金額と、右下の欄に属する評価である将来予定保険金支払総額の違いについて言及しておきたい。前者は現在までに受領している保険料額の構成要素の1つである一方、後者は将来支払われると見込まれる保険金の予定総額であり、従って、両者の性格は異なるものといえる。ただし、保険料が契約時に一時払（一括払）であり、かつ支出額評価においてディスカウントを行う際に使用する割引率が予定利率（契約利率）と同じである場合には、予定保険金額と将来予定保険金支払総額は、金額としては一致すると考えられる。後者の条件、すなわち、両者で違う割引率を使用すれば、両者の金額が異なってくるのは明白であるので、ここでは、前者の条件に焦

29) 友岡教授との議論により示唆を得た。

30) 右上の欄に該当する現在の支払義務の評価と、右下の欄に該当する将来の支払義務の評価の違いについて附言すれば、前者では、現在時点において、保険契約の移転あるいは解除が、全ての保険契約に生じると仮定して、保険負債の評価を行うと捉えられる一方、後者では、将来において、契約記載の事象が、何時の時点にどの程度の確率で生じるのかを予測して、それをもとに保険負債の評価を行うと捉えられる。つまりは、前者では、現在時点において、ある事象（契約の移転ないしは解除）がいわば100%生じるという状況を想定して評価を行うのに対し、後者では、将来時点における契約記載の事象の発生確率を基礎にして評価を行うと考えられる。

以上の記述については、友岡教授との議論から示唆を得た。

27) Macve and Serafeim [2006] p.26も参照。

28) Macve and Serafeim [2006] p.8及び Horton et al. [2011] p.499も参照。

図表3-1-4 保険負債の各評価とその内容

	収入額		支出額	
	名称	内容	名称	内容
取引額を基礎 現在の	総収入額 正常収入額 予定保険金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれも現在の元手という意味</li> <li>…処分可能利益に重点</li> <li>…業績表示利益に重点</li> <li>…どちらの利益の観点からも認められない</li> </ul>	解約価格 再保険価格基準値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれも現在の支払義務を意味</li> <li>・いわば保険事業の清算を仮定</li> <li>・保険契約が保険者と保険契約者の間で継続中である、という現実の状況とは異なる状況を想定</li> </ul>
将来の取引額を基礎	将来総収入額 将来正常収入額 将来予定保険金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれも将来の元手を意味</li> <li>・将来の資金の豊かさの表示を意図</li> <li>・将来予定保険料受領総額で評価される保険資産も併せて計上</li> <li>・期待利益（将来正常収入額と将来予定保険金額の場合）は、それ自体独立した項目として資本に計上</li> </ul>	将来予定保険金 支払総額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の支払義務を意味</li> <li>・将来の取引を考慮に入れた、財務の状態の表示を意図</li> <li>・将来予定保険料受領総額で評価される保険資産も併せて計上</li> <li>・期待利益は、保険資産・負債に従属する項目として資本に計上</li> </ul>

点を当てることにする。

話を単純にするため、予定利率が0%であり、支出額評価においてディスカウントを行う際に使用される利率も0%であるとしよう。また、保険料に含まれる報酬額は0、つまり、保険料=予定保険金額という状況を想定して、ある保険契約における、ある期末（これを現時点と呼ぶ）の保険負債を、予定保険金額あるいは将来予定保険金支払総額により評価することを考える。

#### ・一時払の場合

図表3-1-5-1では、契約開始時点に保険料を一括で受領（=一時払）する場合における、両者の金額を比較している。この表の上段の横線は、保険者が保険契約から受領する保険料の金額を意味する。また、この表の下段の横線は、保険者が保険契約の履行にあたって支払うと考えられる保険金額を意味する。現時点からみると、この横線は、②現在までの保険金支払総額と、⑤将来における保険金支払予定額（=現時点の将来予定保険金支払総額）から構成されることになる。契約期間全体では、上段の横線と下段の横線、すなわち、契約期間中に保険者が受け取る保険料と支払う保険金の金額は一致すると考えられる。

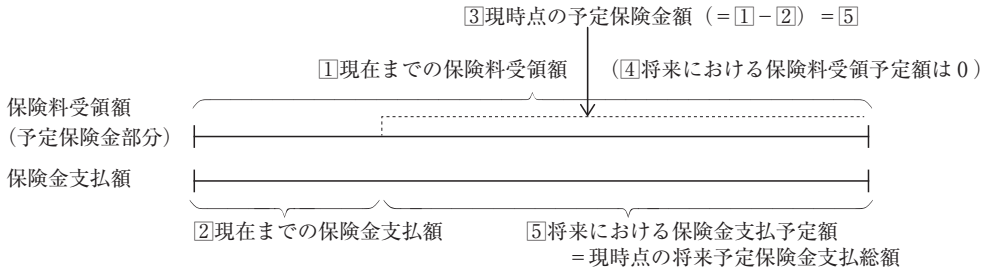
一時払の場合には、保険者は、契約開始時に横線に相当する金額を保険料として受領（①）し、

将来における保険料受領予定額は、（途中加入がないと仮定すると）0となる（④）。そして、この図表が示すように、③現時点の予定保険金額、すなわち、①現在までの保険料受領額から②現在までの保険金支払額を控除した金額は、⑤将来における保険金支払予定額（=現時点の将来予定保険金支払総額）と一致することになる。

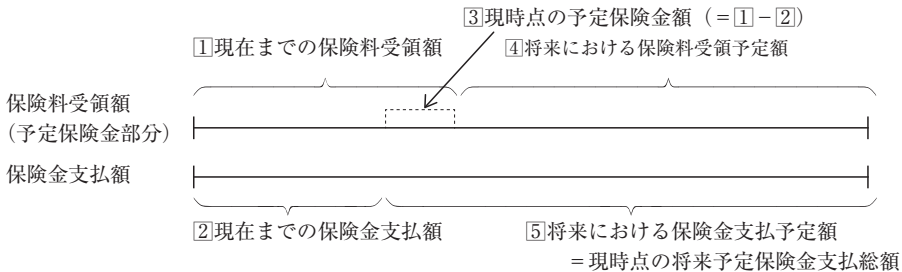
#### ・平準払の場合

一方、保険料を契約期間中の各期首に定額（=平準払）で受領することを想定すると、図表3-1-5-2で示されているように、両者の金額（③と⑤）は一致しない。各期に見込まれる保険金の予想額（=各期における契約記載の事象の発生確率）というのは、期ごとに様々である。平準払の保険料は、そういった各期の保険金額を、いわば均して算出される金額であると考えられ、従って、現在までに入金された平準払保険料の金額が、現在までの保険金額を上回る場合、その差額、すなわち、現在までに入金された平準払保険料の「残り」は、次期以降に係る保険金のために受領したものであると捉えられる。つまりは、この場合、現在までの保険料（ここでは予定保険金）の受領額は、現在までの保険金のためだけでなく、将来の期の保険金のための金額を含んでいる、ということになる。図表3-1-5-2で示されるように、

図表 3-1-5-1 予定保険金額と将来予定保険金支払総額の比較（一時払）



図表 3-1-5-2 予定保険金額と将来予定保険金支払総額の比較（平準払）



③現時点の予定保険金額は、①現在までの保険料受領額から②現在までの保険金支払額を控除した金額であり、これは、将来の期の保険金のために受領した保険料であり、いわば、受領済の保険料の次期以降への配分額と捉えることもできるだろう。この金額は、現時点における元手であり、そして、将来における保険金の支払に伴い減少することになる。一方、⑤将来における保険金支払予定額（＝現時点の将来予定保険金支払総額）は、保険者が保険契約を履行するために支払うことになると考えられる予定額を意味するのであって、現在までに保険料としていくら受領しているのか

というところには規定されない。

平準払を想定すると、両者の違い、つまり予定保険金額では現在までの保険料受領額を評価の基礎とする一方、将来予定保険金支払総額では将来において見込まれる保険金の支払額を評価の基礎とする点を、（一時払に比し）より鮮明に捉えられる。

⑥ 収収相等の原則

図表 3-1-5-1 及び図表 3-1-5-2 を式で表せば、

$$\begin{aligned} & \text{①現在までの保険料受領額} \\ & + \text{④将来における保険料受領予定額} \\ & = \text{②現在までの保険金支払額} \\ & + \text{⑤将来における保険金支払予定額} \cdots \text{A 式} \end{aligned}$$

となるが、この式は、<sup>33)</sup> 伝統的な保険数学における、収支相等の原則を示すものである。

31) 「配分」という語彙には、何か人為的な基準でもって、何かの総額を按分していくような印象を伴うが、ここでは、そういった意味合いでは使用していない。「受領済の保険料の次期以降への配分額」というのは、あくまで、次期以降の保険金のために必要な保険料のうち、当期までに受領済のものであって、それは、何か規則的な基準に従って、決められた金額ではない。

32) これらの図表は、友岡教授との議論から着想を得たものである。

33) この原則については、岡田 [2010] 40頁及び山内 [2009] 197頁を参照。



A式は、

$$\begin{aligned} & \text{①現在までの保険料受領額} \\ & \quad - \text{②現在までの保険金支払額} \\ & = \text{⑤将来における保険金支払予定額} \\ & \quad - \text{④将来における保険料受領予定額} \cdots A' \text{式} \end{aligned}$$

と変形することができる。A'式の左辺、つまり①-②は、③現時点における予定保険金額を表しており、これは、現在受領している保険料のうち、将来の期の保険金支払のために受領している金額を意味している。またA'式より、この金額は、右辺、すなわち⑤-④とも一致する。右辺は、将来の保険金の支払と保険料の受領を勘案すると、現時点において、保険者が将来の保険金支払のために保険料として受領しておくべき金額を意味していると考えられる。A'式は、伝統的な(生命)保険数学における保険負債(責任準備金)の算出方式と同様のものである。<sup>34)</sup>

保険金等を見積りが、契約開始時点から変化することがなければ、A'式の左辺と右辺の金額、つまり、現時点において将来のために、保険料として受領している金額と受領しておくべき金額は一致するが、将来の見積りに変化が生じる場合には、右辺が変化するため、両辺は一致しなくなる考えられる。この点については、(2)①で触れる。

ところで、A及びA'式の②と⑤については、ともに保険金支払額という意味を有していたが、これは、保険料の受領額(①及び④)の各期への配分額ともいえる。つまり、A式は、

$$\begin{aligned} & \text{①現在までの保険料受領額} \\ & \quad + \text{④将来における保険料受領予定額} \\ & = \text{②現在までの期に係る保険料額} \\ & \quad + \text{⑤将来の期に係る保険料額} \end{aligned}$$

と捉えることもできる。この式は、伝統的な保険

数学における収支相等の原則を示した式を、会計における収入額評価(とりわけ、現在の元手)の視点から捉えたものともいえ、いわば、収支相等の原則を示すものと考えられる。

A式を変形すると、A'式は、

$$\begin{aligned} & \text{①現在までの保険料受領額} \\ & \quad - \text{②現在までの期に係る保険料額} \\ & = \text{⑤将来の期に係る保険料額} \\ & \quad - \text{④将来における保険料受領予定額} \end{aligned}$$

となる。両辺は③現時点における予定保険金額を意味する。これは、左辺からみると、現在までの保険料受領額のうち、将来の期のために受領している金額を示し、一方、右辺からみると、現時点において保険料として将来の期のために受領しておくべき金額を示していることになる。右辺は、④将来において受領できる予定の金額だけでは、⑤将来の期のための保険料額に達することができず、従って、この不足額については、現在までに受領しておくべきであることを表しているといえるだろう。

なお、ここでは、⑤の議論を延長させて、保険料は予定保険金額のみで構成されていること、すなわち、A'式(あるいはA式)の「保険料」というのは予定保険金額を意味するという前提にして議論を進めたが、この式は、予定保険金額とともに図表3-1-4の左上の欄に属する正常収入額や総収入額においても、同様に適用できる。すなわちA'式の「保険料」が正常収入額を意味すると考えれば、この式の両辺は、現時点における正常収入額を示すし、A'式の「保険料」を総収入額として捉えれば、両辺は、現時点における総収入額を示す。

## (2) 見積りの変更の会計処理

将来の保険金等に関する保険者の見積りは、契約当初から時を経るにつれて変化する。ここでは、保険者の見積りに変更が生じ、その変更を会計に反映させようとする場合に、どのような会計処理が考えられるのかということを検討する。

### ① 現在の元手

・本来受領できる(すべき)保険料

まず、図表3-1-4の左上の欄に当てはまる評価において最新の見積りを織り込むとすると、保

34) 伝統的な(生命)保険数学では、この式の左辺を過去法、右辺を将来法と呼ぶ(山内[2009]198頁を参照)。

35) 注31)と同様。②は現在までの期の保険金のために必要な保険料であり、そして、⑤は将来の期の保険金のために必要な保険料であって、何か人為的な基準をもって保険料総額を按分した金額が、両者に割り当てられるわけではない。



険負債は、最新の見積りに従えば、保険者が保険料として本来受け取ることができる金額で評価されると考えられる。例えば、最新の見積りによると、将来支払われる保険金の予定額が、契約当初におけるそれよりも増減するとしよう。さきに示したように、保険料の算出式を最も単純に表すと、 $\text{保険料} = \text{予定保険金額} + \text{報酬 (RP 及び SP)}$ なのであるから、最新の見積りにより、(保険料の構成要素の1つである) 予定保険金額が増減すると、それに伴い、保険者が、この保険契約を引き受けることに対して、本来であれば受け取ることができると考えられる保険料の金額も増減する。そして、最新の見積りに基づいて保険負債を評価すると、その評価額と当初の見積りに基づく評価額との間に差が生じ、この差額は損益として認識される。これは、「最新の見積りに従えば、保険料として本来〇〇受け取ることができるはずだが、<sup>36)</sup> 実際<sup>37)</sup>の受領額は△△しかない(あるいは△△もある)」<sup>38)</sup>ということを示しており、いわゆる機会損益の意味合いを有していると考えられる。

36) つまりは、「最新の見積りに従って、いま、保険契約を引き受けるとすれば、保険料として〇〇受領できる(すべき)」という考えを基礎にしているといえ、これは、いわゆる借換収入(現在入口価値ともいわれる)における考え方に類似するものと考えられる。借換収入の概念については、佐藤 [1995]、醍醐 [1997]、Macve and Serafeim [2006]、Horton *et al.* [2011] を参照。また、保険負債における借換収入(現在入口価値)評価を検討しているものに、Macve and Serafeim [2006]、小川 [2008]、Horton *et al.* [2011]、羽根 [2012] などが挙げられる。

37) 財務会計における機会損益の認識は、検討すべき論点であるが、ここでは取り上げない。

38) また、「現在の元手」という視点からみると、最新の見積りによれば受領すべき保険料額 > 実際<sup>37)</sup>の受領額の場合には、両者の差額を損失として認識することによって、保険料の受領による(資金の)調達ができない代わりに、内部留保による(資金の)調達を回っていると捉えられる。逆の場合には、実際<sup>37)</sup>の受領額のうち、(最新の保険料水準に照らすと) 過大である部分について、「支払に向けられない」と判断されて、利益認識されるものと捉えられる。

### ・ 3つの会計処理方法

あるべき保険料水準を保険負債の評価に反映させる会計処理方法には、3つあると考えられる。まず1つめは、現時点までに受領した保険料額は所与としたうえで、将来の各期に受領すべき保険料の水準を計算し、将来時点において保険料を受領する度に、その受領額をあるべき受領額にいわば修正するという方法である。これを第1法と呼ぶことにする。第1法では、現時点では保険負債の評価額は何ら変化しないが、将来において保険料が受領されると、その都度保険負債の評価が修正され、実際<sup>37)</sup>の受領額とあるべき受領額の差額が損益となる。つぎに2つめは、第1法とは逆に、将来見込まれる受領額ではなく、現時点までに受領した保険料をあるべき受領額に修正する。これを第2法と呼ぶことにする。この方法では、将来見込まれる保険料受領額が、あるべき保険料受領額<sup>38)</sup>の水準に達しないあるいは超過する場合、その差額は、現在までに保険料として受領しておくべき金額あるいは過大に受領している金額である、という前提を置いているものと考えられる。第2法では、現時点で保険負債の評価額が修正されることになり、見積り変更前と変更後の保険負債の評価額の差額が損益として認識される。将来時点における修正は、再度の見積りの変化がない限り生じない。さらに3つめ、つまり第3法としては、最新の見積りをもとに、契約当初に遡って、あるべき保険料を再計算し、その保険料水準を評価に反映させるといえるものが考えられる。この方法によると、現時点のみならず、将来の保険料入金時に保険負債の評価が修正されることになる。現時点における保険負債の評価額の修正は、現時点までの保険料受領済額をあるべき受領額に修正することを意味し、見積り変更前と変更後の保険負債の評価額の差額は、現時点における損益となる。また、将来時点において保険料が入金される度に、保険負債の評価額が修正され、実際<sup>37)</sup>の受領額とあるべき受領額との差額がその時点の損益となる。

これらの方法について、(1) ⑥で述べたA'式

- ① 現在までの保険料受領額
- ② 現在までの期に係る保険料額
- = ⑤ 将来の期に係る保険料額
- ④ 将来における保険料受領予定額

に照らして考えてみる。見積りの変更により、予定保険金額が増減すると、この保険契約を引き受けることに対して、本来であれば受け取ることができる（＝受け取るべき）保険料の金額も増減する。増減額を $\delta$ とすると、これは、A'式の⑤が $\delta$ だけ増減することを意味している。第1法では、見積りの変化に合わせて、A'式の右辺の④の将来の各期における保険料受領見込額を、あるべき保険料水準に修正する。この修正により、④は合計で $\delta$ だけ増減する。一方、第2法では、将来の見積りの変化に対応するため、左辺の①を、 $\delta$ だけ増減させて、現在までに受領しておくべき金額に修正する。そして、第3法では、A'式の①現在までの保険料受領額を、現在までに受領すべき保険料額に修正し、④将来における保険料受領予定額を、将来において受領すべき保険料額に修正する。①と④の増減額の合計は、⑤の増減額である $\delta$ と一致する。

こういった会計処理により、見積り変更後も、A'式の均衡は保持される。

上記では、見積りの変更により予定保険金額が増減して、受領すべき保険料額（予定保険金部分）が増減することを想定したが、保険料を構成するもう1つの要素である報酬が、見積りの変更により増減して、その結果、受領すべき保険料額が増減することも想定される。例えば、直近の状況において、保険契約に係る不確実性が高まっているあるいは低下している場合には、保険契約を引き受けるために不可欠な報酬であるRPにつき、本来であれば受領すべき金額は、実際見込まれる受領額よりも増減することが考えられるし、また、保険者の信用や競争力が高まっているあるいは低下している場合には、保険者が受領できる（すべき）SPの金額が、実際の受領額よりも増減することが考えられる。こういった場合においても、さきにも、<sup>39)</sup>予定保険金額の増減と同様の会計処理が行われる。

既述のように、図表3-1-4の左上の欄には、予定保険金額、正常収入額、総収入額評価が当てはまる。予定保険金額評価においては、保険料のうち予定保険金額部分について見積りの変更が生じる場合、正常収入額評価においては、保険料のうち予定保険金額あるいはRPの部分について見

積りの変更が生じる場合、そして、総収入額評価においては保険料を構成する全要素、すなわち、予定保険金額、RP、あるいはSPについて見積りの変更が生じる場合に、見積りの変更が評価に反映されることになる。

どの評価であっても、上記の3つの方法を適用できると考えられ<sup>40)</sup>、従って、評価と会計処理方法<sup>41)</sup>の組合せとしては、9通りあるということになる。

39) 例えば、(生命保険契約といった)長期(n期間)の保険契約について検討してみる。保険料を保険期間中の各期首に受領することを想定し、また、総収入額(評価)を前提にすると、1契約あたりの平準払保険料Pは、A式(変更前)

$$\begin{aligned} & P \times 1 \text{ 期首契約件数} + P \times 2 \text{ 期首見込残存契約} \\ & \text{件数} + \dots + P \times n \text{ 期首見込残存契約件数} \\ & = \frac{(1 \text{ 期に係る予定保険金額, RP, SP})}{\dots} + \\ & \frac{(2 \text{ 期に係る予定保険金額, RP, SP})}{\dots} + \\ & \dots + \frac{(n \text{ 期に係る予定保険金額, RP, SP})}{\dots} \end{aligned}$$

を解いて、Pを算出し、その数値をA式(変更前)のPに代入する(単純化のため予定利率は0%としている)。ここで、1期が終了すると、A式(変更前)の実線部分は確定する。A式(変更前)の実線部分を左辺に、それ以外を右辺に集めると、A'式(変更前)が出来上がる。

1期末時点で、保険者の見積りに変化が生じ、2期に係るRPとして受領すべき金額のみ $\delta$ だけ増加することを想定する。第1法では、実線部分は所与にして、2期以降のあるべき平準払保険料P'を計算する。A式(変更後)

$$\begin{aligned} & P \times 1 \text{ 期首契約件数} + P' \times 2 \text{ 期首見込残存契} \\ & \text{約件数} + \dots + P' \times n \text{ 期首見込残存契約件数} \\ & = \frac{(1 \text{ 期に係る予定保険金額, RP, SP})}{\dots} + \\ & \frac{(2 \text{ 期に係る予定保険金額, RP, SP} + \delta)}{\dots} + \\ & \dots + \frac{(n \text{ 期に係る予定保険金額, RP, SP})}{\dots} \end{aligned}$$

を解いて、P'を算出し、その数値をA式(変更後)のP'に代入する。つぎに、第2法では、 $\delta$ 分は既に1期の保険料として受領しているべきものと考えため、A式(変更後)は、

$$\begin{aligned} & P \times 1 \text{ 期首契約件数} + \delta + P \times 2 \text{ 期首見込残存} \\ & \text{契約件数} + \dots + P \times n \text{ 期首見込残存契約件数} \\ & = \frac{(1 \text{ 期に係る予定保険金額, RP, SP})}{\dots} + \\ & \frac{(2 \text{ 期に係る予定保険金額, RP, SP} + \delta)}{\dots} + \\ & \dots + \frac{(n \text{ 期に係る予定保険金額, RP, SP})}{\dots} \end{aligned}$$

となる。最後に、第3法では、1期首に遡って、あるべき平準払保険料P'を計算し直す。\*

② 将来の支払義務

・支払見込額の増減

つぎに、図表3-1-4の右下の欄に当てはまる評価において最新の見積りを織り込むことを検討する。ここでの保険負債は、将来の支払義務を意味し、将来予定保険金支払総額で評価される。そうすると、例えば、現時点において、将来の保険金の支払額が当初の見込みよりも増減すると考えられるのであれば、その分だけ、支払義務たる保険負債も増減すると考えられる。

・2つの会計処理方法

この、保険負債の増減額の会計処理には、2つの方法があると考えられる。1つは、保険負債の増減と同時に、期待利益を変動させるというものであり、これをa法とする。a法によれば、将来予定保険金支払総額が増加し、保険負債が増加すると、期待利益はその分減少する。反対に、将来予定保険金支払総額が減少し、保険負債が減少すると、期待利益は同額だけ増加する。もう1つの方法としては、保険負債の増減に伴って、それを

損益に認識するというものが挙げられ、これをb法とする。つまりは、将来予定保険金支払総額が増加し、保険負債が増加すると、同額だけ費用が認識され、反対に、将来予定保険金支払総額が減少し、保険負債が減少すると、同額だけ利益が認識される。

2. (2) ②の議論では、期待利益は、資本の部に計上され、保険負債や保険資産の動きに従属して変化するものであることを述べた。そうすると、保険負債が増加(減少)すれば、それに対応して、期待利益が減少(増加)するものと考えられるため、従って、上記のa法が、見積り変更時の会計処理として適切なのではないと思われる。

仮に、b法を選択すると、将来予定保険金支払総額の増減により生じた保険負債の増減額と同額が損益認識されることになる。しかしながら、それはあくまで将来時点における支払額の増減を意味するのであって、そういった性質のものを現時点(当期)における損益として認めるところに疑問を覚える。つまりは、当期における実際の保険金支払額が当期に予定された保険金の支払額を上回るあるいは下回る場合には、前者と後者の差額が、当期の損益として認識されるだろうが、対照的に、当期とは関係のない、来期以降に係る保険金支払の増減見込額を、当期の損益に認識することは適切とはいえないのではないと思われる。

・保険資産

なお、この評価においては、将来の保険料の受取権利たる保険資産が借方に計上されるが、保険資産についても、上記の保険負債の議論が同様に

▼ すなわち、A式(変更後)

$$P^r \times 1 \text{期首契約件数} + P^r \times 2 \text{期首見込残存契約件数} + \dots + P^r \times n \text{期首見込残存契約件数} \\ = \frac{(1 \text{期に係る予定保険金額, RP, SP})}{\dots} + \frac{(2 \text{期に係る予定保険金額, RP, SP} + \delta)}{\dots} + \dots + \frac{(n \text{期に係る予定保険金額, RP, SP})}{\dots}$$

を解いて、 $P^r$ を算出し、その数値をA式(変更後)の $P^r$ に代入する。

A式(変更後)の実線部分を左辺に、それ以外を右辺に集めると、A'式(変更後)が出来上がる。

なお、上記のRP及びSPは、伝統的な(生命)保険数学でいうところの、安全割増(成川[2011]46頁を参照)に相当する。本稿は、安全割増部分をRPとSPに区分して、検討を行っているものであるとも捉えられる。

40) 第1法、第2法及び第3法は、見積りの変更を織り込むための会計処理方法として一般に考えられている、prospective approach, catch-up approach 及び retrospective approach に類似するものと思われる。

41) 第1法、第2法及び第3法のうち、どれが会計処理方法として妥当であるかという点は、今後の検討課題としたい。

42) FASB [2013] では、契約開始時点において、将来の予定総収入額(将来CIF)が予定総支出額(将来COF)を上回るのであれば、借方に保険契約資産が計上され、貸方には期待利益(margin)が負債の項目として計上される。一方、契約開始後に、見積りの変更が生じ、将来の予測されるキャッシュフローの流列が当初の見積りより増減する場合には、その増減額は損益として認識することを提案している(この会計処理は、本稿でいうところのb法に該当するものであるように思われる)。「財務諸表の利用者に透明性を提供する」(para. BC245を参照)ということが、この会計処理を提案する理由のようである。



当てはまる。すなわち、見積りの変更により、将来受領する保険料の見込額が増減すると、これに応じて、期待利益が増減すると考えられる。将来受領する保険料の見込額が増加すると、保険資産が増加して、従って期待利益も増加し、反対に、将来受領する保険料の見込額が減少すると、保険資産が減少し、従って期待利益も減少する。<sup>43)</sup>

### ③ 将来の元手

#### ・収入見込額の増減

今度は、図表3-1-4の左下の欄に当てはまる評価について、検討を行おう。ここでは、保険負債や期待利益は、将来見込まれる保険料の受領総額により評価される。従って、見積りの変更により、将来受領する保険料の見込額が増減すると、保険負債や期待利益が増減することが考えられる。また、この評価では、将来の保険料の受取権利といった意味を有する保険資産が借方に計上されているが、見積りの変更によって将来受領する保険料の見込額が増減すると、この、保険資産も増減すると考えられる。つまりは、将来受領する保険料の見込額が増加すれば、保険負債や期待利益が増加するとともに、保険資産も増加し、一方、将来受領する保険料の見込額が減少すれば、保険負債や期待利益が減少するとともに、保険資産も減

少することになる。

なお、ここでの会計処理は、保険負債、期待利益、そして保険資産を、あくまで、将来受領されると見込まれる金額によって評価するものである。一方、これらの勘定を、将来受領すべき金額により評価しようとする考え方もあるかもしれない。そこでは、最新の見積りに従って、いま、保険契約を引き受けるとすれば、保険料として将来の契約期間に亘り受領できる(すべき)金額をもとに評価が行われる。そうすると、貸借対照表は、「将来の資金調達<sup>44)</sup>の豊かさ」を示すのではなく、むしろ、「将来のあるべき(あってほしい)<sup>47)</sup>資金調達額」を示すことになると考えられる。

46) なお、将来正常収入額と将来予定保険金額評価では、正確には、保険料を構成する要素のうちのどれに変更が加えられるのかによって、保険負債と期待利益のどちらが増減するのが異なってくる。将来正常収入額では、契約の改訂により、保険料のうち、予定保険金額あるいはRPが増減する場合は、保険負債が増減するが、一方、SPが増減する場合は、期待利益が増減する。将来予定保険金額では、契約の改訂により、保険料のうち、予定保険金額が増減する場合は、保険負債が増減するが、一方、RPあるいはSPが増減する場合は、期待利益が増減する。

以上は、保険料の水準が、契約の改訂といった理由により変更される場合であったが、一方、保険料の水準はそのままであるが、当期中の中途加入・解約により将来の保険料受領額が増減すると考えられる場合や、残存契約期間において解約の増加が見込まれ残存契約件数が当初の見込みよりも減少することが考えられる場合、これらは、いわば(想定される)契約件数の変更であるので、保険者が受領することが見込まれる保険料は、どの構成要素においても、増減すると考えられる。

47) 例えば、将来予想されるキャッシュアウトフローが増加して、保険負債が増加する場合を想定すると、IASB [2013]では、保険負債の増加に従って、保険者の期待利益のうちの contractual service margin (本稿でいうところのSPに相当)を減少させる(para. BC31)。一方、保険者の期待利益のうちの risk adjustment (本稿でいうところのRPに相当)については、将来予想されるキャッシュアウトフローの増加に伴って、それ自体が再評価されることになる。↗

43) 例えば、保険者と保険契約者との間で契約の改訂が合意され、保険料水準が従来よりも増減する場合が考えられる。また、当期中に保険契約への中途加入(解約)があった場合には、将来の残存期間に亘って、保険料の受領額が、契約当初の見込みよりも増加(減少)すると考えられる。あるいは、残存契約期間において解約の増加が見込まれ、残存契約件数が当初の見込みよりも減少することが想定される場合も考えられる。

また、特に生命保険契約では、死亡率(死亡率)が当初の見込みよりも増加(減少)すると、反対に、残存する契約者数(生存者数)は減少(増加)するので、契約の残存期間における保険料の受領見込額は、契約当初のそれよりも減少(増加)する場合が考えられる。

44) 期待利益は、保険負債を将来正常収入額で、あるいは、将来予定保険金額で評価する場合に計上される。

45) 保険料の受領見込額が増減する原因は、注43)と同様である。

④ 現在の支払義務

・清算価格の増減

最後に、図表3-1-4の右上の欄に当てはまる評価というのは、いわば清算価格を意味している。ここでは、「見積りの変更」を評価に反映させる、というよりも、当期の清算価格を新たに算定して、その価格でもって評価を行う、ということが考えられる。そして、当期と前期の清算価格の差が、当期の損益として認識されることになる。

▼ 将来予想されるキャッシュアウトフローの増加により、保険契約に係る不確実性が増す状況を想定すると、そういった不確実性を保険者が負担することへの報酬と考えられる risk adjustment の評価額も増加することが考えられ、IASB [2013] では、この増加額を、現在（当期）の損失として認識する (para.60 (b))。

このように IASB [2013] では、期待利益の各要素によって、見積り変更時の会計処理が異なる。つまり、contractual service margin については、本稿でいう a 法と同様の会計処理が適用されているが、一方、risk adjustment については、本文で述べたような、最新の見積りに従って、いま、保険契約を引き受けるとするならば、当該保険契約が有する不確実性に対処するために、将来の残存契約期間に亘って報酬（保険料）として受け取るべき金額により評価されると考えられる。contractual service margin が差額概念である一方、risk adjustment はそれ自体独立した概念として、捉えられているようである（しかしながら、contractual service margin は、時の経過に伴い利率分だけ、それ自体が増価する会計処理も行われる）。

しかしながら、contractual service margin を差額概念と捉えるのであれば、risk adjustment の増加についても、それに対応させて、contractual service margin を減少させる会計処理の方が自然のように思われる (para.BC37 (c)) には、risk adjustment の変化を、当期に係るものと将来の期間に係るものとに分類することは難しい、とあり、この記載に注目すれば、IASB [2013] では、実務上の制約を勘案して、(risk adjustment の変化を全て損益として認識するという) 簡便的な会計処理方法を提示した、と解釈することもできる。

ただし、IASB [2013] は、基本的には、経済価値による保険負債の評価を試みているものと考えられ、そこでは、risk adjustment は、経済価値を減価させる、いわゆる資本コストのよ

4. おわりに

——事前計算と事後計算と<sup>48)</sup>——

本稿では、まず2. で、保険負債について、収入額により評価するのか、あるいは支出額により評価するのかということを中心に主要な軸にして検討を行った。そこでは、保険負債は、前者によれば元手を意味し、一方、後者によれば支払義務を意味することについて述べた。

3. では、この収入額・支出額という軸に、現在・将来の取引額という軸を交差させて、更に整理すると、保険負債の評価は、現在の元手、将来の支払義務、将来の元手、そして現在の支払義務の4つに類型化されることを、図表3-1-4で示した。

▼ うに捉えられているように思われる。従って、risk adjustment の増加は、経済価値の減価に繋がるから、それは損失として認識すべき、ということになるのかもしれない。

ところで、IASB [2013] では、上記のように、保険負債を経済価値により評価しようと試みているようであるが、しかるにそれは理念に留まっているように思われる。契約開始時には、保険契約の経済価値 (= 将来のネットキャッシュフローから RP を控除した金額 = SP) は、通常、プラスになると考えられ、従って、保険負債を経済価値で評価しようとすると、マイナスの保険負債が計上されるはずである。しかしながら、IASB [2013] では、この、マイナスの保険負債と同額 (つまり SP の金額) を保険負債 (contractual service margin) として追加計上し、両者の金額を相殺させ、従って、契約開始時点の保険負債の評価は0である、とする (Example 4 を参照)。こういった会計処理は、マイナスの保険負債の計上に対応して、当該保険契約に係る SP の全額が、契約開始時に利益認識されることを防ぐための、ある種の「便法 (越智 [2012] 85頁の注7)」であるように思われる。この会計処理によって、保険負債は、経済価値によって評価されているとはいえなくなる (羽根 [2013] 25頁も参照)。

注1) で述べたように、経済価値による保険負債の評価については、改めて別稿にて考察したい。

48) 事前計算と事後計算という観点からの整理は、笠井 [2012] から着想を得ている。



これらの保険負債の評価と、そこで行われる「計算の内容」との関係について大まかに捉えれば、図表4-1のように示すことができると思われる。

まず、左上の欄に該当するもの、すなわち、現在の元手たる保険負債は、現在までに行われた取引額に基づき評価される。また、そこで認識される損益には、保険契約に関する当期の保険者の報酬、受領した保険料を有価証券に投下している場合には有価証券利息、そして保険負債（元手）が（予定利子率分だけ）増価することに伴い発生する支払利息が挙げられるが、これらは、保険者が当期中に稼得した利益あるいは負担した費用であると考えられる。このように、保険負債を現在の元手としてみると、そこでは、いわゆる事後計算が行われていると捉えられる。つまり、貸借対照表では、保険負債は、現在までの取引の結果、現在元手として機能している金額で評価され、有価証券は、当期中の運用成果である有価証券利息分だけ増価した金額で評価される。また、損益計算書では、当期中に保険者が稼得した成果と、資金（元手）の調達のために保険者に帰された財務費用が認識される。これらは、保険者の当期の活動を、会計において事後的に描写したものと見えよう。

ただ、ここに当てはまる評価のうち、予定保険金額評価において認識される利益には、2.（1）②で述べたように、期待利益の域を出ていないもの、すなわち、保険者が当期中に稼得した成果とは未だいえないものが含まれることになり、従って、ここで行われている計算というのは、事後計算であるとは言い切れない。

つぎに、右下の欄に該当するもの、すなわち、将来の支払義務を意味する保険負債は、将来の取引額を基礎として評価され、そこでの評価において現在までの取引額は関与しない。また、この評価では、将来の受取権利たる保険資産も計上されることになるが、保険資産についても、その評価は将来の取引額を基礎として行われる。この点を鑑みると、そこでは、いわゆる事前計算が行われるものと理解される。

ただし、例えば、保険料を一部受領し、現金が増加し、その分保険資産が減少したとし、そして、

その受領した現金を有価証券に投下して、当期中運用し、その成果として有価証券利息を得た場合、貸借対照表には、有価証券利息分だけ増価した有価証券が計上され、損益計算書では、当期中に運用した成果である有価証券利息が認識される。これらは、現在の元手のところで検討したように、事後計算の領域のものと考えられる。

このように、保険負債に右下の欄の評価を適用すると、そこでは、事前計算と事後計算の両方が行われ、貸借対照表においては、いわば事前計算的な要素（勘定）である保険資産、保険負債及び期待利益と、事後計算的な要素（勘定）<sup>49)</sup>である有価証券とが、計上されることが分かる。

損益計算書の構成要素の代表的なものとしては、保険契約に関するものと、有価証券利息が挙げられる。有価証券利息は上述のように、事後計算の領域のものと考えられる。一方、保険契約に関する損益は、保険料の受領・保険金の支払に伴って保険資産・負債が増減すると、これに連動して、期待利益から損益への振替が行われるため、その結果、現金主義におけるそれと同様になることを、2.（2）②で示した。現金主義ということは、要は、保険料の受領とともに、そこに含まれているSPのみならず、RPさらには予定保険金額をも、利益認識することになる。RPや予定保険金額というのは、保険料の入金時点では、将来支払に向けられる可能性がある部分であると考えられる。ここで行われている計算というのは、当期に保険者が稼得したと判断される成果を示しているとはいえず、従って、事後計算であるとは言い切れないように思われる。

つぎに、保険負債に、左下の欄の評価を適用し

49) 保険資産は、あくまで将来の現金受領の予定を示すものであって、有価証券のように、実際に他の財（ここでは現金）との交換により取得して現に保有しているものとは、毛色が異なる。有価証券の特徴を現実財産とすれば、保険資産の特徴は、いわば、見込財産ということになるだろう。この点については、友岡教授との議論より示唆を得た。

また、見込財産は、あくまで将来保険者の財産となる予定のものなのであるから、これを、現実財産たる有価証券のように、「運用する」ことはできない。

図表 4-1 保険負債の評価と計算内容

	収入額		支出額	
	意味	計算内容	意味	計算内容
現在までの取引額を基礎	現在の元手	事後計算	現在の支払義務	清算時計算
将来の取引額を基礎	将来の元手	事前計算と事後計算	将来の支払義務	事前計算と事後計算

た場合を検討する。左下の欄に該当する保険負債は、将来の元手を意味し、それは将来の取引額により評価される。また、この評価では、将来の受取権利といった意味を有する保険資産も計上されることになるが、保険資産についても、その評価は将来の取引額を基礎にして行われる。従って、左下の欄においても、右下の欄と同様に、そこでは、事前計算が行われているものと考えられる。

ただし、ここにおいても、事前計算のみ行われるわけではない。貸借対照表に計上される有価証券は、さきに述べたとおり、事後計算の領域のものといえる。

また、保険負債に左下の評価を適用する場合、3.(1)②で述べたように、保険負債に、保険負債(未実施)(=将来の元手)と保険負債(実施済)(=現在の元手)という2つの小項目を設ける点が特徴的である。これは、つまり、保険負債として、事前計算に関与するものと事後計算に関与するものの2つが計上されることを意味するものといえる。

従って、この場合、貸借対照表においては、事前計算的な要素である保険資産、保険負債(未実施)及び期待利益(将来正常収入額評価と将来予定保険金額評価の場合)と、事後計算的な要素である有価証券(または現金)と保険負債(実施済)とが、計上される。

損益計算書には、事後計算の要素である、保険契約に関する当期の保険者の報酬、有価証券利息、そして保険負債(実施済)(=現在の元手)の増価に伴う支払利息が認識される。一方、事前計算の要素である保険資産が時の経過により増価しても、それと同様に、保険負債(未実施)や期待利益も時の経過により増価するため、これら事前計算の要素が損益計算書に認識されることはないと考えられる。

なお、保険契約に係る当期の保険者の報酬は、事後計算的な要素であると述べたが、左下の欄に

当てはまる評価のうち、将来予定保険金額による評価では、左上の欄の予定保険金額評価と同様の利益認識が行われる。従って、ここで行われる計算は、事後計算であるとは言い切れない。

最後に、右上の欄に当てはまる評価について検討する。ここには、解約価格や再保険価格基準値といった評価が該当するが、これらの評価では、3.(1)③で述べたように、保険者が保険業を清算するような状況が仮定される。従って、保険負債を解約価格あるいは再保険価格基準値で評価することにより、いわば、清算時(を仮定した)計算が行われると考えられる。貸借対照表に計上されているものは、全て清算価格で評価され、損益計算書から算出される損益は、当期末と前期末<sup>50)</sup>の清算価格の変動額として捉えられる。

以上の議論に基づき、図表4-2では、各評価におけるB/SとP/Lを簡潔にまとめている。

50) ただし、清算を仮定した評価は、現行の会計の前提の1つである、いわゆるゴーイング・コンサーンの前提に悖るものであると考えられる。この点については、友岡教授との議論より示唆を得た。また、Macve and Serafeim [2006] p.9及びHorton et al. [2011] p.499も参照。

図表 4-2 各評価における B/S と P/L

	収入額		支出額	
	B/S	P/L	B/S	P/L
現在までの取引額を基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総収入額または正常収入額評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>資産の部                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券 (事後)</li> </ul> </li> <li>負債の部                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>保険負債 (事後)</li> <li>資本の部   <ul style="list-style-type: none"> <li>利益 (事後)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 予定保険金額評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>資産の部                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券 (事後)</li> </ul> </li> <li>負債の部                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>保険負債 (事後)</li> <li>資本の部   <ul style="list-style-type: none"> <li>利益 (事後?)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報酬 (事後)</li> <li>有価証券利息 (事後)</li> <li>△支払利息 (事後)</li> <li>利益 (事後)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>報酬 (事後?)</li> <li>有価証券利息 (事後)</li> <li>△支払利息 (事後)</li> <li>利益 (事後?)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解約価格及び再保険価格基準値                             <ul style="list-style-type: none"> <li>資産の部                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券 (清算)*</li> </ul> </li> <li>負債の部                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>保険負債 (清算)</li> <li>資本の部   <ul style="list-style-type: none"> <li>利益 (清算)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産・負債の清算価格変動差額</li> <li>利益 (清算)</li> </ul>
将来の取引額を基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来総収入額評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>資産の部                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券 (事後)</li> <li>保険資産 (事前)</li> </ul> </li> <li>負債の部                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>保険負債 (実施済) (事後)</li> <li>保険負債 (未実施) (事前)</li> <li>資本の部   <ul style="list-style-type: none"> <li>利益 (事後)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 将来正常収入額評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>資産の部                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券 (事後)</li> <li>保険資産 (事前)</li> </ul> </li> <li>負債の部                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>保険負債 (実施済) (事後)</li> <li>保険負債 (未実施) (事前)</li> <li>資本の部   <ul style="list-style-type: none"> <li>期待利益 (事前)</li> <li>利益 (事後)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 将来予定保険金額評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>資産の部                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券 (事後)</li> <li>保険資産 (事前)</li> </ul> </li> <li>負債の部                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>保険負債 (実施済) (事後)</li> <li>保険負債 (未実施) (事前)</li> <li>資本の部   <ul style="list-style-type: none"> <li>期待利益 (事前)</li> <li>利益 (事後?)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報酬 (事後)</li> <li>有価証券利息 (事後)</li> <li>△支払利息 (事後)</li> <li>利益 (事後)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>報酬 (事後)</li> <li>有価証券利息 (事後)</li> <li>△支払利息 (事後)</li> <li>利益 (事後)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来予定保険金支払総額                             <ul style="list-style-type: none"> <li>資産の部                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券 (事後)</li> <li>保険資産 (事前)</li> </ul> </li> <li>負債の部                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>保険負債 (事前)</li> <li>資本の部   <ul style="list-style-type: none"> <li>期待利益 (事前)</li> <li>利益 (事後?)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利益 (期待利益振替)</li> <li>(= 保険料収入)</li> <li>△費用 (期待利益振替)</li> <li>(= 保険金支払)</li> <li>有価証券利息 (事後)</li> <li>利益 (事後?)</li> </ul>

\* この欄では、有価証券は全て売却時価で評価されるが、一方、他の欄では、有価証券の評価は保有目的別に行われることが考えられる。

参 考 文 献

- 醍醐聰 [1997] 「負債の時価評価と利益計算」『会計』第152巻6号：789-801頁。
- FASB: Financial Accounting Standards Board [1985], *Elements of Financial Statements*, SFAC No.6.
- [2013], *Exposure Draft, Insurance Contracts (Topic 834)*.
- 羽根佳祐 [2012] 「保険負債の測定属性に関する考察——会計上のミスマッチの観点から——」『商学研究科紀要』第74号：155-173頁。
- [2013] 「IASB 保険会計プロジェクトの批判的検討」早稲田会計研究センター『オケージョナル・ペーパー』2013. 2. 1：1-27頁。
- Horton, J., R. Macve., and G. Serafeim [2011], “Deprival value’ vs. ‘fair value’ measurement for contract liabilities: how to resolve the ‘revenue recognition’ conundrum?”, *Accounting and Business Research*, 41(5): pp.491-514.
- IASB: International Accounting Standards Board [2010], *Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- [2013], *Exposure Draft, Insurance Contracts*.
- Ijiri, Y. [1975], *Theory of Accounting Measurement*. American Accounting Association. (井尻雄士『会計測定の理論』東洋経済新報社, 1976年。)
- 笠井昭次 [2005] 『現代会計論』慶應義塾大学出版会。
- [2012] 「資産負債観の説明能力——資産除去債務(1) ——」『三田商学研究』第55巻5号：1-26頁。
- 黒川行治 [1997] 「年金基金資産・負債のオンバランスの論理」『JICPA ジャーナル』第9巻10号：38-45頁。
- Macve, R. and G. Serafeim [2006], “‘Deprival value’ vs ‘fair value’ measurement for contract liabilities in resolving the ‘revenue recognition’ conundrum: towards a general solution,” *LSE Working Paper*.
- 成川淳 [2011] 『生命保険の数学』オーム社。
- 西澤健次 [2012] 「資本等式雑考」『商経論集』第47巻第3・4号：111-116頁。
- 野口悠紀雄・藤井眞理子 [2000] 『金融工学——ポートフォリオ選択と派生資産の経済分析——』ダイヤモンド社。
- 越智信仁 [2012] 『IFRS 公正価値情報の測定と監査——見積り・予測・リスク情報拡大への対応』国元書房。
- 小川淳平 [2008] 「保険契約に関する会計上の測定——保険契約・収益認識の改訂プロジェクトにおける測定属性の整合性——」『生命保険論集』第164号：67-100頁。
- 岡田太 [2010] 「保険の構造と特徴」下和田功編『はじめて学ぶリスクと保険(第3版)』有斐閣, 38-52頁。
- 佐藤信彦 [1995] 「負債の測定と割引現在価値計算の本質」『会計』第147巻5号：609-623頁。
- 友岡賛 [2012] 『会計学原理』税務経理協会。
- 山内恒人 [2009] 『生命保険数学の基礎 アクチュアリー数学入門』東京大学出版会。

[慶應義塾大学大学院商学研究科後期博士課程]